

横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則等の一部改正について（改正案概要）

1 趣旨

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という。）の改正に伴い、横浜市生活環境保全等に関する条例施行規則（以下「規則」という。）の所要の改正を行います。併せて、温室効果ガスの排出の抑制に関する指針の改正を行います。

また、水質汚濁防止法施行令における指定物質が追加されたことを踏まえ、規則別表第18（非常時の措置に関する物質）の2（水質の汚濁に係る物質）の改正を行います。

2 規則等の改正概要

(1) 省エネ法改正に伴う規則等の改正概要

ア 省エネ法改正の概要

化石エネルギーの使用の合理化、効率化を目的とする現行省エネ法が次の通り改正され、令和5年4月1日から施行されることになりました。

(ア) 法律名の改題

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改められました。

(イ) エネルギーの定義の拡大

エネルギーの使用の合理化の対象に「非化石エネルギー*1」が追加されました。

これに伴い、省エネ法施行令で規定する「原油換算エネルギー使用量」についても、「非化石エネルギー」を追加した量に改正される予定*2です。

*1 非化石エネルギー：非化石燃料並びに化石燃料を熱源とする熱に代えて使用される熱及び化石燃料を熱源とする熱を変換して得られる動力を変換して得られる電気に代えて使用される電気という（改正省エネ法第2条第4項より抜粋）

*2 省エネ法施行令は令和5年1月20日～令和5年2月19日の期間で意見募集を実施

イ 規則等改正の概要（規則第89条）

法律名の改題に伴い、引用する法律名を改めます。省エネ法施行令から引用している「原油換算エネルギー使用量」については、非化石燃料等を除く改正を行います。

また、温室効果ガスの排出の抑制に関する指針についても規則の改正に伴い必要となる修正を行います。

(2) 規則別表第18（非常時の措置に関する物質）の2（水質の汚濁に係る物質）の改正

ア 改正趣旨

令和5年2月1日施行の水質汚濁防止法施行令一部改正により、アニリン、ペルフルオロオクタン酸（別名 PFOA）及びその塩、ペルフルオロ（オクタン - 1 - スルホ

ン酸) (別名 PFOS) 及びその塩、並びに、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の 4 物質が事故時の措置に係る指定物質に追加されました。

令和 2 年 5 月に要監視項目に追加された PFOS 及び PFOA は、国際的にも注目されており、各国・各機関において毒性評価等がなされている状況であり、環境中の濃度低減が求められています。また、平成 25 年 3 月に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩は環境基準として、アニリンは要監視項目として追加されたことにより、今般の指定物質の見直しにより追加されました。

上記改正を踏まえ、事業所における事故等の非常時に事業者へ措置を求める場合の対象となる物質に PFOS 等 4 物質を追加します。これにより、直ちに事業者による流出防止等の応急の措置が講じられ、本市に通報等されることから、水質事故に対する迅速な対応を推進することができます。

イ 改正内容

非常時の措置の対象物質として、規則別表第 18 の 2 の水質の汚濁に係る物質に、アニリン、ペルフルオロオクタン酸 (別名 PFOA) 及びその塩、ペルフルオロ (オクタン - 1 - スルホン酸) (別名 PFOS) 及びその塩、並びに、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩を追加します。

3 施行予定日

公布の日

4 添付資料

(別紙) 規則別表第 18 (新旧対照)